⑺　⑶又は⑸に掲げる理由に変更が生じたことにより、指定の取消し又は指定に係る月数の変更を受ける場合　当該指定の取消し又は指定に係る月数の変更を受けようとする事業年度終了の日まで

⑻　⑷又は⑹に掲げる理由に変更が生じたことにより、指定の取消し又は指定に係る月数の変更を受ける場合　当該指定の取消し又は指定に係る月数の変更を受けようとする事業年度終了の日から45日以内

5　「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」の欄の１は、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付すこと。この場合において、指定を受けたいときは、延長期間の月数を「（　　）月間」内に、指定の取消しを受け、確定申告書の提出期限の延長期間を１月間（通算法人にあっては、２月間）としたいときは、指定の取消しを受ける前の延長期間を「取消し前（　　）月間」内に、指定に係る月数の変更を受けたいときは、変更する前の延長期間を「変更前（　　）月間」内に、変更しようとする延長期間を「変更後（　　）月間」内に記入すること。なお、法第72条の25第３項第１号又は第５項第１号に掲げる場合には、（　　）内は「２」から「４」まで（通算法人にあっては、「３」又は「４」）の数字を記載すること。

6　「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」の欄の２は、４⑴から⑻までに掲げる事由が生じることとなった理由を簡明に記載すること。

7　［略］

8　［略］

9　「通算親法人の本店所在地及び電話番号」及び「通算親法人の名称及び法人番号」の各欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める法人が記載すること。

⑴　１の場合　当該処分を受けたものとみなされた通算子法人（法人税法第２条第12号の７に規定する通算子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）

［削る］

⑵　４の場合　法第72条の25第５項の規定による申告書の提出期限の延長又は同項各号の指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更を申請する法人（通算子法人に限る。）

⑽　⑷又は⑺に掲げる理由に変更が生じたことにより、指定の取消し又は指定に係る月数の変更を受ける場合　当該指定の取消し又は指定に係る月数の変更を受けようとする事業年度終了の日まで

⑾　⑸、⑹、⑻又は⑼に掲げる理由に変更が生じたことにより、指定の取消し又は指定に係る月数の変更を受ける場合　当該指定の取消し又は指定に係る月数の変更を受けようとする事業年度終了の日から45日以内

7　「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」の欄の１は、申請の内容に応じていずれか該当する□にレ印を付すこと。この場合において、指定を受けたいときは、延長期間の月数を「（　　）月間」内に、指定の取消しを受け、確定申告書の提出期限の延長期間を１月間（通算法人及び連結申告法人（令和２年旧法人税法第２条第16号に規定する連結申告法人をいう。以下この記載要領において同じ。）にあっては、２月間）としたいときは、指定の取消しを受ける前の延長期間を「取消し前（　　）月間」内に、指定に係る月数の変更を受けたいときは、変更する前の延長期間を「変更前（　　）月間」内に、変更しようとする延長期間を「変更後（　　）月間」内に記入すること。なお、法第72条の25第３項第１号若しくは第５項第１号又は地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法（以下この記載要領において「令和２年旧法」という。）第72条の25第５項第１号に掲げる場合には、（　　）内は「２」から「４」まで（通算法人及び連結申告法人にあっては、「３」又は「４」）の数字を記載すること。なお、連結親法人及び連結子法人がこの申請書を提出する場合には、「通算法人」とあるのは、「連結申告法人」と読み替えて記載すること。

8　「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」の欄の２は、６⑴から⑾までに掲げる事由が生じることとなった理由を簡明に記載すること。なお、連結親法人及び連結子法人がこの申請書を提出する場合には、「通算法人に」とあるのは「連結申告法人に」と、「当該各事業年度（他の通算法人の各事業年度を含む。）」とあるのは「連結親法人の各事業年度」と、「通算法人が多数に上ることその他これに類する理由により損益通算等による法人税の所得の金額若しくは欠損金額及び法人税の額」とあるのは「連結親法人が各連結事業年度の連結所得の金額」と読み替えて記載すること。

9　［同左］

10　［同左］

11　「通算親法人の本店所在地及び電話番号」及び「通算親法人の名称及び法人番号」の各欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める法人が記載すること。なお、連結子法人がこの届出書又は申請書を提出する場合には、「通算親法人」とあるのは、「連結親法人」と読み替えて記載すること。

⑴　１⑴、⑵及び⑶の場合　当該処分を受けたものとみなされた通算子法人（法人税法第２条第12号の７に規定する通算子法人をいう。以下この記載要領において同じ。）又は当該処分を受けた法人との間に連結完全支配関係がある連結子法人

⑵　１⑷の場合　当該処分を受けた法人

⑶　６の場合　法第72条の25第５項若しくは令和２年旧法第72条の25第５項の規定により申告書の提出期限の延長又は法第72条の25第５項各号若しくは令和２年旧法第72条の25第５項各号の指定、これらの指定の取消し若しくはこれらの指定に係る月数の変更を申請する法人（通算子法人又は連結子法人に限る。）